【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月12日
【四半期会計期間】	第97期第２四半期（自　平成26年７月１日　至　平成26年９月30日）
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　立川　直臣
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目８番３号
【電話番号】	03（5860）2121
【事務連絡者氏名】	経理部長　松島　英寿
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目８番３号
【電話番号】	0268（34）5211
【事務連絡者氏名】	経理部長　松島　英寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第96期 第２四半期 連結累計期間	第97期 第２四半期 連結累計期間	第96期
会計期間		自平成25年４月１日 至平成25年９月30日	自平成26年４月１日 至平成26年９月30日	自平成25年４月１日 至平成26年３月31日
売上高	（百万円）	9,331	7,946	18,276
経常利益	（百万円）	780	1,782	1,665
四半期（当期）純利益	（百万円）	623	1,713	1,455
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	1,408	1,589	2,552
純資産額	（百万円）	6,622	7,759	6,422
総資産額	（百万円）	18,036	16,887	16,348
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	89.94	250.47	212.38
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	73.16	212.82	170.75
自己資本比率	（%）	32.4	41.2	34.5
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	340	772	1,627
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	1,140	△115	957
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△1,314	△148	△3,245
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	3,520	3,221	2,738

回次		第96期 第２四半期 連結会計期間	第97期 第２四半期 連結会計期間
会計期間		自平成25年７月１日 至平成25年９月30日	自平成26年７月１日 至平成26年９月30日
１株当たり四半期純利益金額	（円）	72.15	71.38

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．平成26年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり四半期（当期）純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当第２四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は、情報機器事業の吸収分割等により、前年同期比1,384百万円減少し7,946百万円となりました。

営業利益は、スマートフォンの基板検査用等の半導体検査冶具に使用されるコンタクトプローブ、スマートフォンのカメラモジュールの手振れ補正用のサスペンションワイヤ及びプリンター用フレキシブルフラットケーブルが好調でしたが、ゲーム機等の電源トランスに使用される三層絶縁電線等の受注量減少により、前年同期比91百万円減少し568百万円となりました。

経常利益は、環境対策引当金戻入益982百万円並びに持分法による投資利益174百万円があったこと等により、前年同期比1,002百万円増加し1,782百万円となりました。なお、環境対策引当金戻入益は、従来より当社はポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、当社の保有するＰＣＢ汚染物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処分費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上したものであります。

また、四半期純利益は、環境対策引当金戻入益並びに前第２四半期連結累計期間は特別損失として投資有価証券売却損121百万円があったこと等により、前年同期比1,090百万円増加し1,713百万円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第２四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比で538百万円増加し16,887百万円となりました。

これは主に現金及び預金298百万円、受取手形及び売掛金275百万円、商品及び製品128百万円の増加及び有形固定資産111百万円の減少によるものであります。

負債は、前連結会計年度末比で798百万円減少し9,127百万円となりました。これは主に環境対策引当金982百万円の減少によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末比で1,336百万円増加し7,759百万円となりました。これは主に利益剰余金1,494百万円の増加及び為替換算調整勘定323百万円の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は3,221百万円となりました。

当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は772百万円（前年同四半期連結累計期間は340百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益、減価償却費の増加及び環境対策引当金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は115百万円（前年同四半期連結累計期間は1,140百万円の獲得）となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は148百万円（前年同四半期連結累計期間は1,314百万円の使用）となりました。これは主に長期借入金の返済によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第２四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、105百万円であります。なお、当第２四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第２四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しについて重要な変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	176,000,000
A種優先株式	1,850
計	176,001,850

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成26年11月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,087,883	6,808,788（注1）	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株（注２）
A種優先株式（当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	1,850	1,850	非上場	単元株式数１株（注３～14）
計	68,089,733	6,810,638	―	―

（注）１.平成26年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施し、発行済株式総数は61,279,095株減少し、6,808,788株となっております。

２.平成26年10月１日を効力発生日とする単元株式数の変更（1,000株を100株に変更）後の単元株式数であります。

３.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

①修正の基準

東京証券取引所の終値（先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の終値の平均値）の90%

②修正の頻度

平成27年９月30日以降の毎年３月末日及び９月末日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①取得価額の下限

当初取得価額である平成27年３月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の50%に相当する額

②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

なし

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

４．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

５．A種優先株式の内容は次のとおりであります。

１　剰余金の配当

(1) A種優先期末配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いをするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株

式１株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)の配当をする。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当するものとする(以下、当社が上記の規定に従い期末配当金としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払う額を「A種優先期末配当金」という。)。

(2) A種優先配当年率

A種優先配当年率＝日本円TIBOR(６ヶ月物)＋1.0%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(６ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(６ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR６ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(６ヶ月物)に代えて用いるものとする。

但し、日本円TIBOR(６ヶ月物)＋1.0%が10%を超える場合には、A種優先配当年率は10%とする。

(3) A種優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金及びA種優先中間配当金の他は、剰余金を配当しない。

２　残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式１株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

３　議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

６．普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求期間

平成27年４月１日以降平成37年３月30日までとする。

(2) 取得価額

当初取得価額は、平成27年３月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下同様とする。)とし、平成27年３月31日に終値のない場合には、平成27年３月31日に先立つ直近の終値とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年９月30日以降、毎年３月末日及び９月末日(但し、同日が営業日でない場合には、その前営業日とし、以下「修正基準日」という。)に当該修正基準日における時価(以下に定義される。)の90%(円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)に相当する額に修正される(以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。

但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額(但し、下記④に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目(以下本(3)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日(以下本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とし、時価算定期間のいずれの日において

も当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求がなされた日(同日を含む。)までの間に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額等の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりその時点において適用される取得価額、下限取得価額及び上限取得価額(以下「取得価額等」という。)を調整する。但し、本(4)は、現にA種優先株式を発行している場合に限り適用される。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額等は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額等を調整する。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額等調整式」という。)により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当て係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}\right) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}\right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額等の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額等の調整を必要とするとき。
② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額等調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日目(以下本(d)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とし、そのいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。

(e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取得価額等との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれを行わない。

７．普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に前項、第15項に定める取得請求権の行使又は次項に定める取得条項の発動のなかったA種優先株式の全部(但し、当社によって保有されるものを除く。)を、A種転換請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、A種転換請求期間の末日にA種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

８．金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、平成28年４月１日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価取得日」という。)が到来することをもって、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して金銭対価取得日の30営業日以上60営業日前に書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、取得の対象となるA種優先株式が金銭対価取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 (3)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

なお、金銭対価取得日の決定後も金銭対価取得日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

(2) 日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行(国際財務報告基準その他の公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを含み、以下総称して「会計基準等」という。)の適用(当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用を義務づけられたために当該会計基準等を適用する場合であるか、当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用が許容されたため当社が任意に当該会計基準等を適用した場合であるかを問わない。)により、当社が当社の連結財務諸表(連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に定める財務諸表をいう。)における連結貸借対照表上、又は財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に定める財務諸表をいう。)における貸借対照表上、A種優先株式を純資産として計上することができなくなった場合にも、(1)と同様とする。

(3) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式１株につき、その払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に1.1を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する４月１日(当日を含む。)から当該金銭対価取得日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、又は第９項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

９．金銭を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、平成28年４月１日以降いつでも、当社に対し、30営業日以上60営業日前に書面による通知(以下本項において「事前通知」という。)を行うことにより、事前通知内で取得日(営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。)を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来及び金銭対価取得請求(以下に定義する。)の対象となるA種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる(かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。)。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主に対して、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整され

る。)に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する４月１日(当日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額（円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。）を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、又は第９項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係るA種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 金銭対価取得請求受付場所
東京都港区西新橋三丁目８番３号
東京特殊電線株式会社

(3) 金銭対価取得請求の効力発生
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求日に発生する。

10. 金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位
前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となるA種優先株式のうち重複するA種優先株式については、第14項の定めにかかわらず第14項に基づく取得は行われず、第15項に基づく取得のみが行われるものとする。

11. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

12. 譲渡制限
譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

14. 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

（２）【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年７月１日～平成26年９月30日	－	68,089,733	－	1,925	－	901

（注）１.平成26年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施し、発行済株式総数は61,279,095株減少し、6,808,788株となっております。

（６）【大株主の状況】

平成26年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目２番３号	38,472	56.50
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	2,016	2.96
株式会社みずほ銀行 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町一丁目５番５号 （東京都中央区晴海一丁目８番12号）	2,014	2.96
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号	1,497	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	600	0.88
住友生命保険相互会社 （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	東京都中央区築地七丁目18番24号 （東京都中央区晴海一丁目８番11号）	554	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	509	0.75
朝日生命保険相互会社 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町二丁目６番１号 （東京都中央区晴海一丁目８番12号）	472	0.69
三洋貿易株式会社	東京都千代田区神田錦町二丁目11番地	460	0.68
東特塗料株式会社	東京都墨田区亀沢四丁目５番６号	452	0.67
計	－	47,048	69.10

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成26年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目２番３号	38,472	56.74
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	2,016	2.97
株式会社みずほ銀行 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町一丁目５番５号 （東京都中央区晴海一丁目８番12号）	2,014	2.97
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号	1,497	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	600	0.88
住友生命保険相互会社 （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	東京都中央区築地七丁目18番24号 （東京都中央区晴海一丁目８番11号）	554	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	509	0.75
朝日生命保険相互会社 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町二丁目６番１号 （東京都中央区晴海一丁目８番12号）	472	0.70
三洋貿易株式会社	東京都千代田区神田錦町二丁目11番地	460	0.68
東特塗料株式会社	東京都墨田区亀沢四丁目５番６号	452	0.67
計	－	47,046	69.39

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式　1,850	－	（注）１
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　116,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　67,800,000	67,800	－
単元未満株式	普通株式　171,883	－	－
発行済株式総数	68,089,733	－	－
総株主の議決権	－	67,800	－

（注）１．A種優先株式の内容は、（１）株式の総数等 ②発行済株式（注）３～14に記載しております。

２．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義株式1,000株（議決権１個）が含まれております。

３．「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式107株が含まれております。

②【自己株式等】

平成26年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
東京特殊電線株式会社	東京都港区西新橋三丁目８番３号	116,000	－	116,000	0.17
計	－	116,000	－	116,000	0.17

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成26年７月１日から平成26年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成26年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,207	3,506
受取手形及び売掛金	3,838	4,114
商品及び製品	547	675
仕掛品	331	375
原材料及び貯蔵品	479	462
未収入金	281	214
繰延税金資産	45	52
その他	84	85
貸倒引当金	△45	△43
流動資産合計	8,770	9,444
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,078	8,027
機械装置及び運搬具	10,676	10,482
工具、器具及び備品	2,298	2,270
土地	1,655	1,653
リース資産	196	196
その他	20	97
減価償却累計額	△17,619	△17,533
有形固定資産合計	5,305	5,193
無形固定資産	90	94
投資その他の資産		
投資有価証券	1,860	1,872
繰延税金資産	68	73
その他	293	249
貸倒引当金	△40	△40
投資その他の資産合計	2,182	2,154
固定資産合計	7,578	7,442
資産合計	16,348	16,887

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成26年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,046	2,049
短期借入金	2,215	2,363
1年内返済予定の長期借入金	573	319
未払法人税等	71	166
未払費用	461	538
災害損失引当金	16	12
環境対策引当金	-	93
その他	286	320
流動負債合計	5,671	5,864
固定負債		
社債	90	80
長期借入金	303	233
環境対策引当金	1,076	-
退職給付に係る負債	2,466	2,627
その他	318	322
固定負債合計	4,254	3,263
負債合計	9,926	9,127
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,925	1,925
資本剰余金	901	901
利益剰余金	3,601	5,095
自己株式	△21	△21
株主資本合計	6,406	7,900
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	121	139
為替換算調整勘定	458	134
退職給付に係る調整累計額	△1,338	△1,221
その他の包括利益累計額合計	△758	△947
少数株主持分	774	806
純資産合計	6,422	7,759
負債純資産合計	16,348	16,887

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)
売上高	9,331	7,946
売上原価	7,602	6,301
売上総利益	1,729	1,645
販売費及び一般管理費	※1 1,068	※1 1,076
営業利益	660	568
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	16	10
為替差益	58	30
不動産賃貸料	9	23
持分法による投資利益	60	174
保険返戻金	31	-
環境対策引当金戻入益	-	982
その他	58	44
営業外収益合計	236	1,267
営業外費用		
支払利息	96	49
その他	20	4
営業外費用合計	117	54
経常利益	780	1,782
特別利益		
固定資産売却益	8	20
投資有価証券売却益	84	21
保険金収入	-	103
その他	14	17
特別利益合計	107	162
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	17	14
投資有価証券売却損	121	0
関係会社株式売却損	2	-
特別損失合計	141	14
税金等調整前四半期純利益	746	1,930
法人税、住民税及び事業税	76	172
法人税等調整額	6	△4
法人税等合計	83	167
少数株主損益調整前四半期純利益	663	1,762
少数株主利益	39	49
四半期純利益	623	1,713

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	663	1,762
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	348	31
為替換算調整勘定	285	△121
退職給付に係る調整額	-	116
持分法適用会社に対する持分相当額	110	△199
その他の包括利益合計	745	△173
四半期包括利益	1,408	1,589
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,335	1,523
少数株主に係る四半期包括利益	72	65

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	746	1,930
減価償却費	237	267
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△37	-
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	-	161
環境対策引当金の増減額（△は減少）	-	△982
受取利息及び受取配当金	△17	△11
支払利息	96	49
持分法による投資損益（△は益）	△60	△174
有形固定資産売却損益（△は益）	△8	△19
有形固定資産除却損	17	14
保険金収入	-	△103
投資有価証券売却損益（△は益）	36	△21
関係会社株式売却損益（△は益）	2	-
売上債権の増減額（△は増加）	△321	△330
たな卸資産の増減額（△は増加）	△287	△184
仕入債務の増減額（△は減少）	219	23
その他	77	170
小計	701	788
利息及び配当金の受取額	18	12
利息の支払額	△99	△59
保険金収入による受取額	-	103
災害による損失に伴う支払額	-	△1
事業構造改革に伴う支払額	△145	-
法人税等の支払額	△134	△69
営業活動によるキャッシュ・フロー	340	772
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△187	△87
定期預金の払戻による収入	114	69
有形固定資産の取得による支出	△172	△212
有形固定資産の売却による収入	658	55
投資有価証券の取得による支出	△3	△2
投資有価証券の売却による収入	687	42
吸収分割に伴う収入	18	-
その他	25	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,140	△115
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△580	△23
長期借入れによる収入	-	14
長期借入金の返済による支出	△793	△93
社債の発行による収入	100	-
少数株主への配当金の支払額	△9	△11
配当金の支払額	-	△12
その他	△30	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,314	△148
現金及び現金同等物に係る換算差額	88	△25
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	254	483
現金及び現金同等物の期首残高	3,265	2,738
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,520	※1 3,221

【注記事項】

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第１四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第２四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第２四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が206百万円増加し、利益剰余金が206百万円減少しております。なお、当第２四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

（会計上の見積りの変更）

（環境対策引当金）

従来より、当社はポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、当社の保有するＰＣＢ汚染物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処分費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上しております。これにより、当第２四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益は982百万円増加しております。

（四半期連結貸借対照表関係）

受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成26年９月30日）
受取手形割引高	55百万円	58百万円
受取手形裏書譲渡高	19	25

（四半期連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日）
給与諸手当福利費	339百万円	348百万円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日）
現金及び預金勘定	3,821百万円	3,506百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△301	△284
現金及び現金同等物	3,520	3,221

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）

１.配当金支払額

該当事項はありません。

２.基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日取締役会	A種優先株式	12	6,745	平成25年９月30日	平成25年10月31日	利益剰余金

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

１.配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年６月26日株主総会	A種優先株式	12	6,745	平成26年３月31日	平成26年６月27日	利益剰余金

２.基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月31日取締役会	A種優先株式	12	6,525	平成26年９月30日	平成26年10月31日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自平成25年４月１日　至平成25年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	電線・デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,491	1,322	8,814	517	9,331
セグメント間の内部売上高又は振替高	644	1,294	1,939	120	2,060
計	8,136	2,617	10,753	638	11,392
セグメント利益	673	14	687	64	752

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

２．報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	687
「その他」の区分の利益	64
セグメント間取引消去	10
全社費用（注）	△101
四半期連結損益計算書の営業利益	660

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自平成26年４月１日　至平成26年９月30日）

当社グループは「電線・デバイス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントの変更等に関する事項）

当社グループは、従来「電線・デバイス事業」、「情報機器事業」の２事業を報告セグメントとしておりましたが、第１四半期連結会計期間より「電線・デバイス事業」の単一セグメントに変更しております。

「情報機器事業」については、平成25年７月に吸収分割を実施し、また、「その他事業」については、事業セグメントを再考した結果、売上高及び利益の重要性が乏しいことから、事業セグメントは単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社グループは「電線・デバイス事業」の単一セグメントとなることから、当第２四半期連結累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	89円94銭	250円47銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	623	1,713
普通株主に帰属しない金額（百万円）	12	12
（うち優先配当額（百万円））	(12)	(12)
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	610	1,701
普通株式の期中平均株式数（株）	6,792,902	6,792,692
(2)潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	73円16銭	212円82銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	12	12
（うち優先配当額（百万円））	(12)	(12)
普通株式増加数（株）	1,728,972	1,258,503
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	

（注）当社は、平成26年10月１日付で普通株式10株を１株の割合で併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

平成26年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）配当金の総額 ・・・・・・・・・・・・・・・・ A種優先株式　12百万円

（ロ）１株当たりの金額 ・・・・・・・・・・・・・・ 6,525円

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日 ・・・・ 平成26年10月31日

（注）平成26年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

東京特殊電線株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　黒　　一　裕	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　山　　孝	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京特殊電線株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成26年７月１日から平成26年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社の平成26年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。